

議案第36号

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2026年3月31日提出  
町田市教育委員会  
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、共通決裁事項及び生涯学習部の個別決裁事項の見直しに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務決裁規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

## 1 改正理由

共通決裁事項及び生涯学習部の個別決裁事項の見直しに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

## 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 共通決裁事項のうち、附属機関に係る事務の専決区分及び懇談会の委員の委嘱に係る合議先に関する規定を改めます。(別表第2関係)
- (2) 共通決裁事項のうち、行政財産の使用料の減免又は還付に関する規定を改めます。(別表第2関係)
- (3) 生涯学習総務課及び生涯学習センターの個別決裁事項に関する規定を改めます。(別表第3関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

## 3 施行期日

2026年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会事務決裁規程（平成13年3月町田市教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第8条関係） 共通決裁事項						別表第2（第8条関係） 共通決裁事項					
1 庶務に関する事項						1 庶務に関する事項					
項目	教育長	専決区分			合議先	項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長				部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(36) 附属機関及び懇談会に係る事務を処理すること。		○	○ <u>(会議傍聴人の定員に限る。)</u>	○ <u>(会議傍聴人の定員に限る。)</u>			○				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
2 人事に関する事項						2 人事に関する事項					
項目	教育長	専決区分			合議先	項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長				部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(2) 懇談会		○					○				総務課

の委員を委嘱し、又は任命すること。					
略	略	略	略	略	略

3 財務（予算の執行、契約等を除く。）に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略
(8) 行政財産の使用料の減免又は還付を決定すること。	○	○ ( <u>継続申請及び軽易なものに限る。</u> )			市有財産活用課長(1か月以上の目的外使用のものに限る。)
略	略	略	略	略	略

4 略

備考 略

の委員を委嘱し、又は任命すること。					長
略	略	略	略	略	略

3 財務（予算の執行、契約等を除く。）に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略
(8) 行政財産の使用料の減免又は還付を決定すること。	○ ( <u>1か月以上の目的外使用のものに限る。</u> )	○ ( <u>1か月未満の目的外使用のものに限る。</u> )			市有財産活用課長(1か月以上の目的外使用のものに限る。)
略	略	略	略	略	略

4 略

備考 略

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1～7 略

8 生涯学習総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(3) 市指定文化財の現状変更の許可、許可の取消し及び中止命令をすること。	<u>重要なもの</u>	○		
(4) 市指定文化財の標識等の位置変更を承認すること。			○	
(5) 市指定文化財の管理責任者を選任すること。			○	
略	略	略	略	略
(8) <u>文化財保護法の届出を受理し、進達すること。</u>		○		

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1～7 略

8 生涯学習総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(3) 市指定文化財の現状変更の許可、許可の取消し及び中止命令をすること。	○			
(4) 市指定文化財の標識等の位置変更を承認すること。		○		
(5) 市指定文化財の管理責任者を選任すること。		○		
略	略	略	略	略
(8) <u>埋蔵文化財存否の確認を回答すること。</u>		○		
(9) <u>文化財保護法の届出を受理、進達すること。</u>		○		

(9) 略	略	略	略	略
(10) 略	略	略	略	略
(11) 略	略	略	略	略
(12) 略	略	略	略	略

9 生涯学習センターに関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	センター長	
(1) 略	略	略	略	略
(2) 略	略	略	略	略

10 略

(10) 遺跡調査会を設立すること。		○		
(11) 略	略	略	略	略
(12) 略	略	略	略	略
(13) 略	略	略	略	略
(14) 略	略	略	略	略

9 生涯学習センターに関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	センター長	
(1) 生涯学習及び社会教育の事業計画を策定すること。	○			
(2) 略	略	略	略	略
(3) 略	略	略	略	略

10 略

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。